

令和8年度 光市自主防災組織支援補助制度のご案内



地域の防災力の向上を目指して！

市では、平成24年度から地域における防災の要となる自主防災組織の設立支援と活動支援を目的に自主防災組織への補助制度を設けてきました。その結果、皆様のご理解とご協力により、令和7年度3月末時点で127の自主防災組織が市内で設立されています。

こうしたことから、今年度も引き続き、自主防災組織の活動支援を目的とする補助制度を実施します。

自分の身は自分で守る『自助』、地域のことは互いに助け合って守る『共助』、市や消防などによる『公助』、この3つが重なり合っ初めて防災の力が発揮されます。

この制度を活用して、いざという時に備え、地域の防災力を高めていきましょう！

●次のような活動が補助の対象となります。

(1) 設立支援事業

- ・新たに自主防災組織を設立した。

(2) 防災資機材支援事業

- ・共助に役立つ資機材（ヘルメット、救急セット等）を自主防災組織に備えたい。

(3) 防災訓練支援事業

- ・防災訓練を実施したい。

【例】避難訓練、防災資機材取扱訓練、炊出し訓練、避難路の点検
情報伝達訓練（緊急連絡網を回してみる） など

- ・防災活動に併せて、防災グッズを参加者に配布して、防災意識を高めたい。
- ・防災活動の参加者にお茶を配りたい。

(4) 研修・啓発支援事業

- ・研修会を実施したい。

【例】防災研修会の開催、防災マップ作り、防災出前講座の開催
防災に関する話し合いや会議（避難先、緊急連絡の方法検討） など

- ・防災を呼びかける啓発チラシを作成・配布したい。
- ・防災活動時に非常食の試食をしてみたい。
- ・山口県主催の防災研修会に参加したい（交通費の補助を受けたい）。

●率先避難体制構築済の自主防災組織に対する加算

- ・率先避難体制構築済の自主防災組織に対して、1年度当たりの限度額に加算を行います。

【申請先・問合せ先】

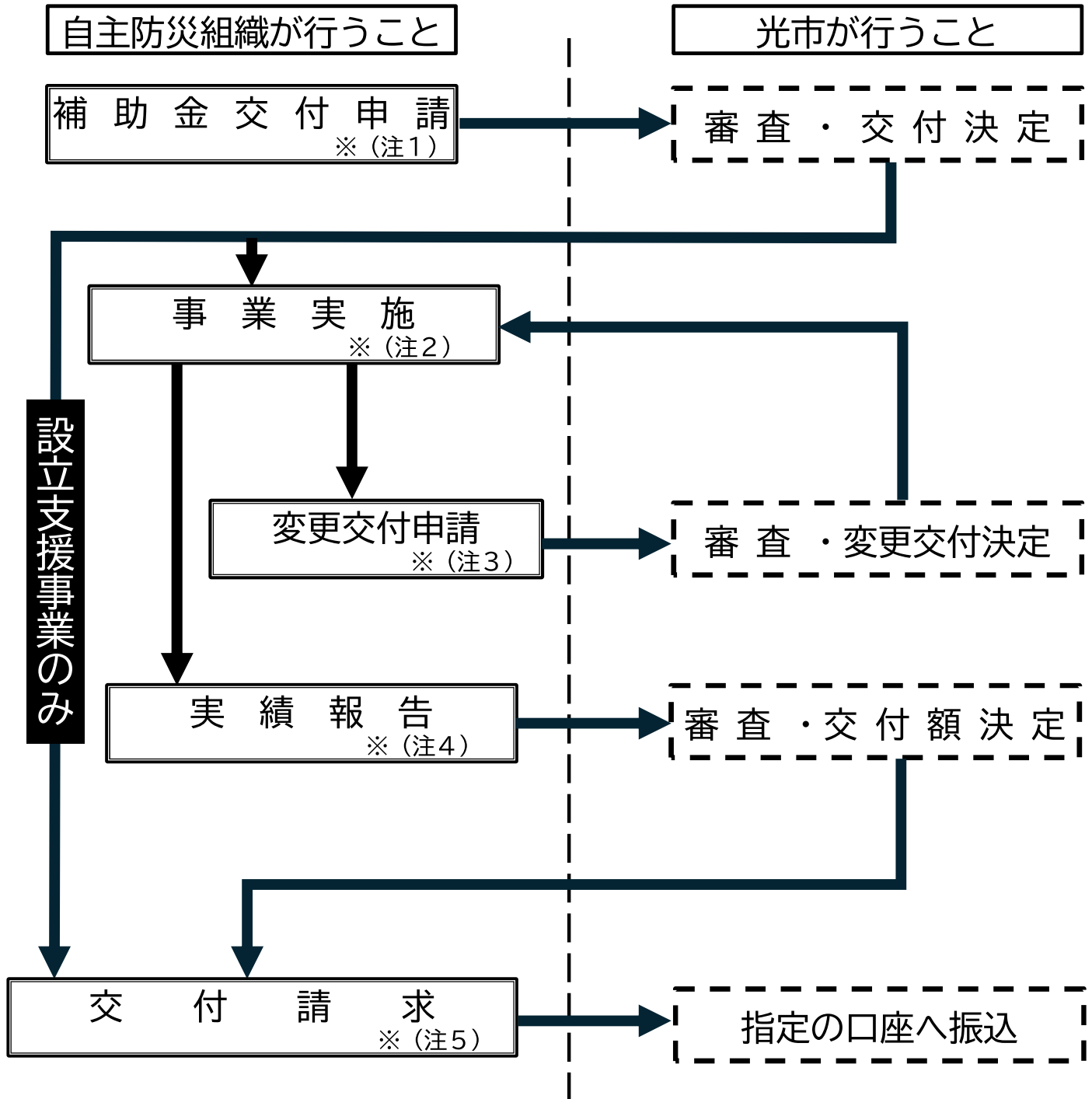
光市 総務部 防災危機管理課

〒743-8501 光市中央六丁目1番1号（防災庁舎）

TEL 0833-72-1403 FAX 0833-72-1731

E-mail bousai@city.Hikari.lg.jp

手 続 き の 流 れ



書類の提出方法

- ・防災危機管理課窓口を持参または郵送、メールでの申請が可能です。
- ・申請書類への押印は不要です。

申請の注意点

事業実施2週間前までに提出！

(注1) 補助金交付申請書

【添付書類】

- (1) 設立支援事業
→ 設立届、規約及び役員名簿・組織体制図等の写し
- (2) 防災資機材支援事業
→ 購入しようとする資機材等の見積書等（性能、種類、担架、数量等がわかる資料）
- (3) 防災訓練支援事業、(4) 研修・啓発事業
→ 活動計画書（活動内容のわかる資料）
- (5) 率先避難体制構築済の自主防災組織に対する加算※限度額の加算を希望する自主防災組織のみ
→ 自主防災組織の連絡網等（率先避難体制構築済であることがわかる資料）

○受付期間○
令和9年2月26日（金）まで

(注2)

物品の購入など、事業の実施は市からの「交付決定通知書」を受け取ってから！

(注3) 変更承認申請書

交付決定を受けた内容から事業の内容を変更したり事業を中止する場合は届出が必要です。
※変更においては、届出が不要となる場合もありますので、一度、市へご相談ください。

(注4) 実績報告書

【添付資料】

- 実績報告内訳書
- 補助対象経費がわかる領収書の写し
※あて名は必ず自主防災組織の名称で！
領収書だけでは購入した物品などの詳細が確認できない場合は、明細書も添付してください。
- 事業の実施が確認できる写真・資料など
- その他、市長が必要と認める書類

○事業の完了期限○
令和9年3月19日（金）まで
○実績報告の期限○
① 事業完了した日から起算して30日を経過する日
② 令和9年3月31日（水）
→ ①か②のいずれか早い日まで

(注5) 補助金交付請求書

市から「補助金交付額確定書」を受け取ったら、速やかに提出してください。
提出から約1か月で指定の口座に振り込みます。

※ 補助金の取消し及び返還 ※

補助金交付決定後、以下に該当する場合は、補助金の全部または一部を取り消すことがあります。

- ア 不正な手段により補助金を受けたとき
- イ 補助金を他の用途に使用したとき
- ウ 補助金交付の条件に違反したとき

補助金の種類

次の(2)～(4)を合計して、年間100,000円までが補助の上限です(千円未満切捨て)
なお、(2)の※に該当する場合や1番下の率先避難体制に該当する場合は、上限に加算されます。

(1) 設立支援事業

- 対象団体
次のすべてを満たす団体
 - ・新規設立から1年以内の自主防災組織
 - ・市に設立届及び規約等を提出した団体
 - ・災害時に避難誘導や救助等の共助を行う団体
- 内容等 新規設立に伴う経費
※1回限り
- 補助額 一律10,000円



(2) 防災資機材支援事業

- 内容等
防災・救助活動等の共助を行うために必要な資機材の購入に要する経費
(例) ヘルメット、救急セット、消火器、ハンドマイク、携帯トイレ、アルファ化米、保存水 等
- 補助額 実際に購入に要した費用の額
- 年間上限 30,000円
※累計20,000円を超えた額を年間上限額に加算(最大10,000円)
- 注意
中古品は対象となりません。



(3) 防災訓練支援事業

- 内容等
実働(災害時を想定した実際の動き)を伴う訓練の実施に要する経費
(訓練例) 避難訓練、資機材等取扱訓練、情報伝達訓練、炊出訓練、応急手当訓練 等
(対象例) 飲食料、容器・箸、参加者へ配布する防災グッズ(防災に関連のある物品)、燃料費、講師謝金、資料代
- 補助額 実際に要した費用の額
- 年間上限 500円×当日の参加予定人数
※外部から講師を呼ぶ場合は5,000円を限度に加算できます。
- 注意
 - ・講師謝金は金券や物品は対象となりません。また、地区内住民への謝金は認められません。
 - ・デジタルカメラ本体やプリンタ等の備品(耐用年数が長いもの)は対象となりません。
 - ・打合せ、反省会も1つの訓練のうちに含みます。

(4) 研修・啓発支援事業

- 内容等
防災研修や防災啓発活動、実働(災害時を想定した動き)を伴わない訓練の実施に要する経費
(活動例) 防災講演会、防災チラシやマニュアルの作成・配布、図上訓練、山口県主催の防災研修等への参加 等
(対象例) 飲食料、容器・箸、参加者へ配布する防災グッズ(防災に関連のある物品)、燃料費、講師謝金、資料代
- 補助額 実際に要した費用の額
- 年間上限 300円×当日の参加予定人数
※外部から講師を呼ぶ場合は5,000円を限度に加算できます。
※山口県主催の防災研修等に参加する場合は、適当と認められる交通手段による往復経費を加算できます。
- 注意
(3) 防災訓練支援事業に同じ

率先避難体制構築済の自主防災組織に対する加算

率先避難体制構築済の自主防災組織については、(2)～(4)の事業に対する補助金の1年度当たりの限度額に20,000円を加算する。